



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名  日本電設工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 健
(コード番号 1950 東証第1部)
問合せ先 総務部長 金子 康郎
(TEL 03-3822-8811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 6 7 期定期株主総会に、下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除や用語の形式的変更等の所要の変更及び必要となる条数の繰り上げを行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 6 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定期株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第5条 (省略) <u>(株券の発行)</u> <u>第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得) <u>第7条 (省略)</u> <u>(株券の種類)</u> <u>第8条 当会社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は 1,000 株とする。 <u>当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1～3 (省略) (株主名簿管理人)	(発行可能株式総数) 第5条 (現行どおり) (削る) (自己の株式の取得) <u>第6条 (現行どおり)</u> (削る) (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は 1,000 株とする。 (削る) (単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1～3 (現行どおり) (株主名簿管理人)
第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規程) 第12条 株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手続その他株式に関する諸手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式に関する諸手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。
(基準日) 第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。 (以下省略)	(基準日) 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。 (現行どおり)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 <u>14</u> 条～第 <u>20</u> 条 (省略)	第 <u>12</u> 条～第 <u>18</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 <u>21</u> 条～第 <u>34</u> 条 (省略)	第 <u>19</u> 条～第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
第5章 執行役員	第5章 執行役員
第 <u>35</u> 条～第 <u>36</u> 条 (省略)	第 <u>33</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
第6章 監査役および監査役会	第6章 監査役および監査役会
第 <u>37</u> 条～第 <u>47</u> 条 (省略)	第 <u>35</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行どおり)
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第 <u>48</u> 条～第 <u>51</u> 条 (省略)	第 <u>46</u> 条～第 <u>49</u> 条 (現行どおり)
第8章 計 算	第8章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第52条 (省略)	第50条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第 <u>53</u> 条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。剰余金の配当は、その支払確定の日から3年を経過しても受領のないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。	第 <u>51</u> 条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。剰余金の配当は、その支払確定の日から3年を経過しても受領のないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
(新設)	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもつて削るものとする。

以上